

- 投資信託および J Aバンク資産運用サービスは、貯金等でも共済契約でもありません。
- 投資信託および J Aバンク資産運用サービスは、貯金保険制度の対象ではありません。
- 投資信託および J Aバンク資産運用サービスは、投資者保護基金による支払いの対象ではありません。
- 投資信託および J Aバンク資産運用サービスは、元本の返済は保証されていません。
- 貯金は、共済契約ではありません。